

第 33 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 29 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題 [仮訳]
4-(2)	第 29 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
5-(1)	第 40 回残留農薬部会 (CCPR) 仮議題 [仮訳]
5-(2)	第 40 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題
6-(1)	第 40 回食品添加物部会 (CCFA) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第 40 回食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題
7-(1)	第 36 回食品表示部会 (CCFL) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 36 回食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題
8-(1)	第 14 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 仮議題 [仮訳]
8-(2)	第 14 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題
参考資料	<p>・残留農薬の最大残留基準値 (MRL) への適合を判定するための推奨サンプリング法 傍聴者の方には資料はお付けしていません。農林水産省ホームページからご覧下さい。 http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/codex/ 農林水産省トップページ→「消費・安全」→コーデックス委員会 からご覧になれます。</p>
	<p>・コーデックス連絡協議会の設置について</p>

第 33 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 20 年 3 月 25 日（火）

14:00 ～ 16:00

場所：三田共用会議所 大会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 29 回分析・サンプリング法部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第 40 回残留農薬部会
- ・ 第 40 回食品添加物部会
- ・ 第 36 回食品表示部会
- ・ 第 14 回生鮮果実・野菜部会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

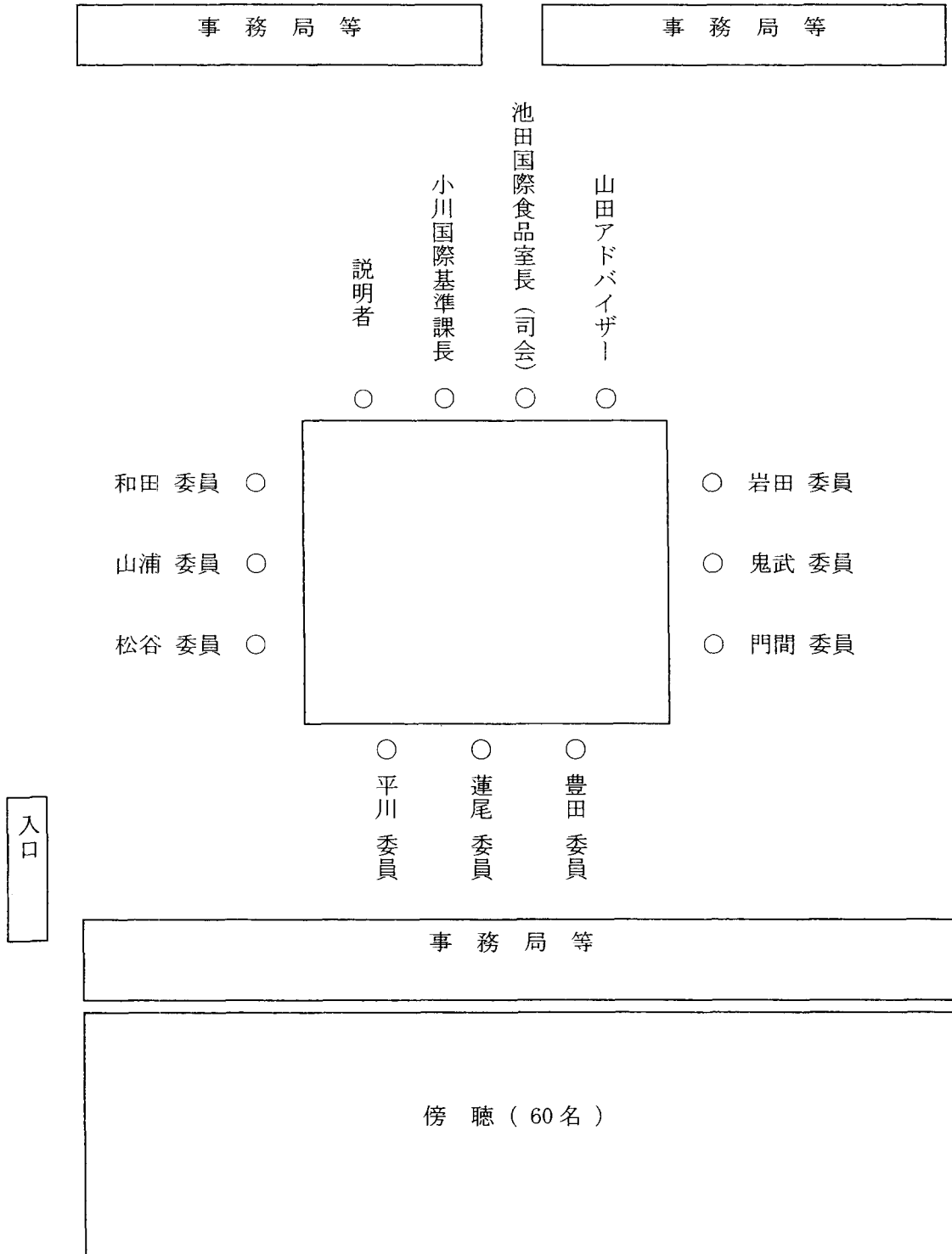
(敬称略 50音順)

いわた しゅうじ 岩田 修二	サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ かずお 鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 33 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 20 年 3 月 25 日 (火) 14:00 ~ 16:00

三田共用会議所 大会議室



F A O/WHO 合同食品規格計画
第 29 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2008 年 3 月 10 日 (月) ~ 3 月 14 日 (金)
場所 : ブダペスト (ハンガリー)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)
4.	コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5. a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の規準への変換
6.	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準
7.	測定の不確かさ及びサンプリングの不確かさに関するガイダンス
8.	分析法に関する国際機関間会合の報告
9.	コーデックス規格の特定の条項に関与しない分析法に関する CCMAS の役割についての討議文書
10.	削除 (公表されたデータの信頼性に関する討議文書)
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 3 月 8 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催された。

第 29 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時： 2008 年 3 月 10 日 (月) ～3 月 14 日 (金)

場所：ブダペスト (ハンガリー)

2. 参加国及び国際機関

59 加盟国、1 加盟機関 (EC)、9 国際機関が参加、参加者総数は 160 名

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局国際基準課 食品規格係長	竹下 陽子
国立医薬品食品衛生研究所食品部 主任研究官	渡邊 敬浩
テクニカルアドバイザー	
奈良県立医科大学健康政策医学講座 教授	今村 知明
日本食品衛生協会	井上 誠
日本食品衛生協会	杉本 敏明
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 食品分析研究領域 品質情報解析ユニット 研究員	塚越 芳樹

4. 主要議題の概要

議題 3 b)：分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)

オランダを議長とする会期内作業部会において、前回までに議論された内容と異なる考え方に基づく新たな案が示され、作業部会で議論した上で総会に最終採択を求めたいとの説明がなされたが、チリ、日本を始め多くの国から、昨年議論した元の案で議論すべき等の意見が出された。しかしながら、新規提案の内容が簡潔であったことから、本案に基づき、可能な修正を加える作業が行われ、CRD として本会議に提示された。最終的に議論は新規提案に基づき行ったものの、前提条件に、「輸出入両国が本ガイドラインを活用することに合意した場合」との条項を加える等の修正がなされた上で、本案はステップ 6 とし、再度各国政府のコメントを求めることが合意された。

議題 5 b) 関連する分析法が同一とみなされるための分析法を策定するためのガイドライン

当初、本議題のタイトルは「微量元素分析法の規準への変換」であったが、対象を微量元素に限らず、他の分析対象にも広げたためタイトルを変更した旨説明された。

本作業文書作成の主体となった NMKL (Nordic Committee on Food Analysis) から、セクション 1 は、クライテリア・アプローチを実施する場合の考え方について手続きマニュアルをわかりやすく改訂することを目指して準備されたものであること、セクション 2 は、クライテリアを設定する際により具体的なガイドラインであり、セクション 3 はクライテリア・アプローチによる評価を微量元素分析法にあてはめた場合の考え方である旨の説明がなされた。セクション 1 については、手続きマニュアルを改訂することが合意され、我が国も含めたいくつかの国から回収率の考え方等についての意見に基づき修正された案を、手続きマニュアルの該当部分の改訂案として第 31 回総会に諮ることで合意された。セクション 2 については、ガイドラインとするのか、手続きマニュアルの改訂にするのかも含めて次回議論することとされた。また、セクション 3 については、ほとんど議論は行われなかったが、この作業を進めるに当たって、既に承認された個別分析法の中で、本来満たすべき一定の性能基準を満たしていない分析法があることが明らかになったため、それらの分析法については、承認を取り消すことで合意された。

議題 6 : バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準

電子作業部会の座長であるドイツより、討議文書の概要が説明された上で、新規作業とする旨の提案があり、新規作業提案を次回総会に提出することで合意された。

(参考)

分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
承認できる分析法の評価ガイドライン案	ステップ 6/7	第 30 回分析・サンプリング法部会で検討
分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案	ステップ 6/7	ガイドライン案について各国のコメントを求める
コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案	ステップ 5	第 31 回総会
関連する分析法が同一と見なされるための分析法を策定するためのガイドライン原案	—	第 30 回分析・サンプリング法部会
バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準	ステップ 1/2/3/4	第 31 回総会
測定の不確かさに関するガイドライン	ステップ 1/2/3/4	第 31 回総会 電子作業部会 (座長: 英国)
サンプリングの不確かさに関するガイダンス	—	電子作業部会 (座長: 英国)
コーデックス規格の特定の条項に関与しない分析法に関する CCMAS の役割についての討議文書	—	作業中止
公表されたデータの信頼性に関する討議文書	—	第 30 回分析・サンプリング法部会
ダイオキシン類及びダイオキシン類 PCB の分析法	—	電子作業部会 (座長: ドイツ)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 40 回残留農薬部会

日時 : 2008 年 4 月 14 日 (月) ~ 4 月 19 日 (土)

場所 : 中国 (杭州)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	2007 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPP) からの一般審議事項の報告
5.	食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
6.	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
7.	残留農薬の分析法に関する検討事項 (特別作業部会にて検討)
a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関する討議文書
b)	乳脂肪の全乳からの分離法に関する討議文書
c)	残留農薬分析の欧州モデル : 欧州技能試験を通じて得られた経験
8.	MRL を定期的に再評価する手順の検討に関する討議文書
9.	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
10.	その他の事項及び今後の作業
i)	Global Minor Use Summit から提起された事項の検討
ii)	乳及び乳脂肪の最大残留基準値
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

※標記会合と並行して、2008 年 4 月 15 日 (火) に「分析法に関する特別作業部会」(議題 7 に関連) が開催される予定。

第 40 回 Codex 残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2008 年 4 月 14 日 (月) ～19 日 (土)

場所：杭州 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5：食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案

前回会合でステップ 6 または 3 に戻された MRL 案・原案、ならびに、JMPR により新たに勧告された MRL 原案(CL2007/40-PR)について、検討が行われる予定である。具体的には以下の物質の MRL 案・原案について検討がなされるものと考えられる。

検討予定品目 (ステップ 7)

Acephate (095)	Bifenazate (219)	Captan (007)	Carbaryl (008)
Carbendazim (072)	Carbofuran (096)	Carbosulfan (145)	Chlorpyrifos-Methyl (090)
Dimethoate (027)	Endosulfan (32)	Esfenvalerate (204)	Fenitrothion (037)
Fenpyroximate (193)	Haloxypop (194)	Indoxacarb (216)	Malathion (049)
Metalaxyl-M (212)	Methamidophos (100)	Methomyl (094)	Mevinphos(053)
Oxamyl (126)	Oxydemeton-Methyl (166)	Phosmet (103)	Prochloraz (142)
Quinoxifen (222)	Thiabendazole (065)		

検討予定品目 (ステップ 4)

Aminopyralid (220)	Bifenazate (219)	Carbaryl (008)	Clofentezine (156)
Cyfluthrin (157)	Cyromazine (169)	Dimethomorph (225)	Difenoconazole (224)
Fenitrothion (37)	Fenpyroximate (193)	Flusilazole (165)	Guazatine (114)
Haloxypop (194)	Indoxacarb (216)	Phosmet (103)	Propiconazole (160)
Pyrimethanil (226)	Quinoxifen (222)	Thiabendazole (065)	Triadimefon (133)
Triazophos (143)	Zoxamide (227)		

各基準値案が採用された場合、今後我が国で当該基準値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で対処したい。

議題 6 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案

本件においては、現在、食品分類のうち、鱗茎野菜 (Bulb Vegetables) および果菜 (Fruiting Vegetables) の食品分類並びに代表作物 (representative crops) に関する議論が行われている。

このうち、代表作物については、前回会合において代表作物を「選ぶ」作業は時期尚早であることから、各国が代表作物を選ぶ際の「原則」及び「ガイダンス」を食品分類とは別の文書として作成することが合意されている。

しかしながら、今次会合文書においては食品分類の中で、代表作物を選ぶことを前提とした記述がなされている。我が国は、各国における摂食量、生産量、それぞれの

食品の大きさなどが異なることから、世界共通の代表作物の選定は困難であり、「原則及びガイダンス」の作成を進めるべきと一貫して主張してきており、前回会合でも合意されたところである。

このことから、今次会合においても、これまでの主張を継続することとしたい。(なお、本件については、昨年11月にメキシコシティにて開催された OECD 農薬作業部会登録作業部会においても同様の議論がなされ、地域の条件を踏まえることが重要である旨が議長総括にも盛り込まれていることにも留意する。)

また、昨年12月にローマにて開催された Global Minor Use Summit においても同様の議論が行われており、議題 10(i) (Global Minor Use Summit から提起された事項の検討) においても議題 6 と同様の議論が想定されることから、議題 10(i) についても、一貫性をもって対応することとしたい。

議題 7 (a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関する討議文書

前回部会において、農薬の残留に係る結果の不確かさの推定についてガイダンスを作成する方向で作業することとされた。今回の部会では、IAEA (International Atomic Energy Agency) が中心となって作成したガイダンスの概要を含む討議文書に基づき、この議案を本部会の新たな作業として採用するかどうかについて議論される。

測定の不確かさの推定については、国際貿易ばかりでなく、国内産地の自主的な残留農薬分析における結果の取扱いにも影響を及ぼす可能性があることから、科学的な原則に基づくとともに、実行可能なガイダンスが作成されるよう対処されたい。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 40 回食品添加物部会

日時 : 2008 年 4 月 21 日 (月) ~ 4 月 25 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 68 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認/改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)
	(a) GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) GSFA 食品分類システムの改訂原案
	(c) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報を編集した作業文書
6.	香料の使用のためのガイドライン
	香料の使用のためのガイドライン案 (セクション 4 及び Annex A、B を除く)
	香料の使用のためのガイドライン原案 (セクション 4 及び Annex A、B)
7.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料
	(b) 加工助剤一覧: 更新リスト
8.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS の変更/追加の提案
	(c) 食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格と INS における物質名の不整合に関する討議資料
9.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 68 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
10.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	既に優先リストに掲載されている物質に関する情報及び新たな評価要請
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 19 日 (土) に「食品添加物の一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催される予定。

第 40 回食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2008 年 4 月 21 日 (月) ～25 日 (金)

場所：北京 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a)GSFA に関する電子作業部会の報告

前回会合において、GSFA の表 1 (食品添加物別の使用基準) 及び表 2 (食品分類別に整理した使用基準) の使用基準値の見直しが行われたが、その続きとして、本会合では、主に、甘味料と着色料について最大使用基準値の見直し、及び、事前に情報提供が求められていた、①アナトー抽出物のビキシン/ノルビキシン別の最大使用基準値、②リコピンの技術的必要性及び最大使用基準値、及び③アルミ含有添加物の技術的必要性及び最大使用基準値、及び新たな添加物の使用とすでに採択された GSFA 中の添加物条項について検討される。

本件については、本会合に先立ち開催される作業部会の報告書に基づき検討される予定である。我が国の使用実態について情報を提供していることから、当該食品添加物の使用基準・使用実態が適切に反映されているか確認しつつ、必要に応じ更なる情報提供を行う等により、対処したい。

(b)GSFA 食品分類システムの改訂原案

第 30 回総会で新規作業として承認された GSFA 食品分類システムの改訂作業について、インドネシア主導の電子作業部会が設置された。この作業部会から提案された GSFA 食品分類システム改訂原案は、①GSFA 食品分類システムの見直し、②それに関連する GSFA 表 3 の付表の見直し、③それに関連する個別食品規格の食品添加物セクションの見直し、及び④それに関連する GSFA 添加物条項の見直しの 4 部から構成されている。

基本的には電子作業部会作成の原案を支持する方向で対処するとともに、大豆製品の分類については、我が国の大豆製品 (豆乳、湯葉等) の実態を踏まえ、用語の修正等を提案するコメントを提出していることから、これに基づき適宜対処したい。

(c)コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報を編集した作業文書 (作業文書未着)

コーデックスにおける食品添加物条項を GSFA に一本化する作業を進めるうえで、個別食品規格中の全ての添加物の情報を収載した作業文書の作成を事務局に依頼することが前回会合で合意された。本会合では、この作業文書及び前回会合で米国を中心とする作業部会で作成した作業文書 (CX/FA 07/39/6) に基づき GSFA への組込み作業の進め方について検討することとなっている。

情報収集に努めるとともに、作業文書を確認の上、個別食品規格の食品添加物条項を適正に GSFA へ組込めるような作業手続きとなるよう対処したい。

議題 6 香料の使用のためのガイドライン

- ・香料の使用のためのガイドライン案 (セクション 4 及び付属文書 A 及び B を除く)
- ・香料の使用のためのガイドライン原案 (セクション 4 及び付属文書 A 及び B)

前回会合で合意された「香料の使用に関するガイドライン原案（セクション4及び付属文書A及びBを除く）」については、第30回総会でステップ5として予備採択されたが、セクション4（生物学的活性物質）及び付属文書A及びBについては、米国主導の電子作業部会を設置して再度検討を行うことで合意され、本部会でステップ4として検討することとされている。

電子作業部会が作成した原案では、前回会合での議論を踏まえ、付属文書Aのリストに加えるための基準を示すとともに、この基準が総会で採択されるまではいかなる物質も掲載しないこと、また、付属文書Bは、その有用性と掲載する目的が不明確であるため削除することが提案されている。

各国の意見を聴取しつつ、基本的に電子作業部会作成の原案を支持する方向で対処したい。

(注)「香料の使用に関するガイドライン案」の構成

- 1) 適用範囲
- 2) 定義
- 3) 香料の使用に関する一般原則
- 4) 特定の勧告事項を有する香料物質及び天然香料複合物の成分*
- 5) 衛生
- 6) 表示
- 7) JECFA で評価された香料物質及びその規格
- 8) 天然香料製造に適した芳香性原材料リスト

付属文書A 特定の勧告を有する香料物質及び天然香料複合物の成分*

付属文書B 香料を製造するために適した芳香原料のリストの参考文献*

*電子作業部会において修正案を検討

議題7 加工助剤

(a)加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料

前回会合では、「加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則」の作成作業を新規作業とすることについては合意されず、インドネシア主導の電子作業部会において、討議資料の見直しを行い、新規作業の範囲を明確にした上で、再度検討することとされた。この作業部会から提出された討議資料は、①プロジェクト・ドキュメント、②加工助剤の技術的必要性、安全な使用のための一般原則、加工助剤の技術的分類等を記述した「加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則案」から構成されている。各国の意見を聴取しつつ、基本的に作業部会作成の提案を支持する方向で対処したい。

議題10 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価のための食品添加物の優先リスト

・既に優先リストに掲載されている物質に関する情報及び新たな評価要請

JECFA にリスク評価を要請する食品添加物の優先リストを作成するための回付文書（CL 2007/27-FA）に寄せられた情報を検討する。今回は、新たな要請とともに既にリストに記載されている添加物についても情報提供が求められた。

我が国からは、ショ糖オリゴエステル（優先リスト収載済み）及びアルミニウム含有化合物（優先リスト未収載）についてコメントを提出している。ショ糖オリゴエステルについては、引き続き技術的必要性等の情報提供を行うとともに、アルミニウム含有化合物については、我が国で実施中の試験の状況について紹介することとしたい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 36 回食品表示部会

日時 : 2008 年 4 月 28 日 (月) ~ 5 月 2 日 (金)
 場所 : オタワ (カナダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	附属文書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	改訂案：エチレンの追加 (ステップ 7)
c)	新規作業提案：附属文書 2 からのロテノンの削除
5.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の改正案：原材料の量に関する表示 (ステップ 7)
7.	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案 (ステップ 7)
8.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
9.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 26 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催される予定。

第 36 回食品表示部会(CCFL)の主な検討議題

日時：2008 年 4 月 28 日（月）～5 月 2 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

主要議題の検討内容

議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：

（ステップ 7）

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」（GL 32-1999, Rev. 1-2001）に関し、①使用可能な食品添加物リストの改訂（ステップ 7）、②キウイフルーツとバナナの追熟目的のエチレンの追加（ステップ 7）及び③我が国が新規作業として提案している、魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リストからの削除」について検討を行うこととなっている。

①については、コーデックス食品添加物一般規格（GSFA）の改訂内容を反映するとともに、ガイドライン第 5 章で示されている資材追加の規準と整合性の取れたリストとなるよう、②については現行案が採択されるよう、③については我が国の提案が採択されるよう対応したい。

議題 5 b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関する
ガイドライン原案：表示規定（ステップ 4）

本ガイドライン策定については、1993 年以降議論してきているものである。

本年 1 月にガーナのアクラにおいて開催された作業部会では、現行のコーデックス文書が遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示のガイドダンスとなっているかについて、米国、カナダ、ナイジェリアが作成した背景文書の要素を抽出した文書が作成された。当該文書がガイドライン原案として扱われるのか、加盟国への情報提供のための文書とされるのかについては、ステップ 4 となっているガイドライン原案の取扱いと併せ、部会で議論することとされている。

我が国としては、従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであるが、コンセンサスが得られない場合は、先般のガーナ作業部会での議論を踏まえ、表示ガイドラインの有無ではなく、各国のアプローチが尊重されることが重要との立場で対応したい。

議題6 包装食品の表示に関する一般規格の改正案：原材料の量に関する表示
(ステップ7)

第28回部会(2000年)より、IACFO(International Association of Consumer Food Organizations)の勧告を基に「包装食品の表示に関する一般規格」(Codex Stan 1-1985(Rev. 1-1991))の「原材料の量に関する表示」(5.1)について、表示対象の拡大を検討している。第30回総会(2007年)においてステップ5で予備採択された。

我が国としては、原材料の量(使用割合)に関する表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、ある原材料の表示が強調されているか否かは各国が規定すべきであるとの方針で対応してきており、改正案では、これが認められていると見られるところであるため、引き続き維持されるよう対応したい。

議題7 栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案(ステップ7)

前回会合では、本定義はあくまでも「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」の中での使用に限られるべきであるとの考えにより修正された定義原案に合意され、第30回総会においてステップ5で予備採択された。

我が国としては、栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を保護する観点から、栄養・健康強調表示の範囲に限定して広告の定義を策定するよう対処してきたところである。本定義案を支持する方向で対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 14 回生鮮果実・野菜部会

日時 : 2008年5月12日(月)～5月17日(土)

場所 : メキシコシティ(メキシコ)

仮議題

1.	議題の採択
2. a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関からの付託事項
c)	国連欧州経済委員会 (UN/ECE) の生鮮果実・野菜規格 ii トマトの UN/ECE 規格 iii リンゴの UN/ECE 規格
d)	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
3.	コーデックス規格案及び関連文書の検討 (ステップ 7)
a)	トマトの規格案
b)	トマトの規格案セクション 3-大きさに関する規定
c)	ビターキャッサバの規格案
d)	品質規格への適合に関する生鮮果実・野菜の検査及び認証のためのガイドライン案
4.	コーデックス規格原案の検討 (ステップ 4)
a)	リンゴの規格原案
5.	生鮮果実・野菜の規格化に関する優先リストの改訂案
6.	その他の事項及び今後の作業
7.	次回会合の日程及び開催地
8.	報告書の採択

第 14 回生産果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題

日時 : 2008 年 5 月 12 日 (月) ~ 5 月 17 日 (土)

場所 : メキシコシティ (メキシコ)

主要議題の検討内容

議題 3b) トマトの規格案セクション 3- 大きさに関する規定

第 23 回総会 (1993 年) において新規作業として承認され、次回第 31 回総会までにまとめることを予定しており、今次会合では、サイズの規定について、

- ① チェリートマト及びカクテルトマトの直径の最大値を 30 mm と 40 mm のどちらとするか、
- ② 個数又は重量など、サイズ以外の方法により等級分けする必要がある旨記載するか、等

について議論される予定である。

これらの規定が、我が国の流通及び輸出に支障を生じるものとならないよう対処したい。

議題 4a) りんごの規格原案 (ステップ 4)

第 23 回総会 (1993 年) において新規作業として承認され、第 33 回総会 (2010 年) までにまとめることを予定している。前回会合においては、アメリカを中心とした第 1 回作業部会 (2006 年 6 月) の報告書をもとに、議論が行われたが、結論が出なかった。

再度、アメリカを中心とする第 2 回作業部会 (2007 年 9 月) が開催され、論点整理が行われ、今次会合では、

- ① サイズの規定において、直径と重量との関係でサイズコードを設けるか又は糖度を勘案した上で最小サイズのみを規定するか、
- ② 均一性 (uniformity) の規定において、許容可能とする直径のふれの大きさをどの程度とするか、さらに、
- ③ 不良品の許容限界の表において、ラセット (つるさび) の規定を設けることを中心に議論される予定である。

これらの規定が、我が国の流通及び輸出に支障を生じるものとならないよう対処したい。

議題 5 生鮮果実・野菜の規格化に関する優先リストの改訂案

今後、生鮮果実・野菜部会において規格を策定すべき品目リストの改定について、議論を行う予定である。

ALINORM 07/30/35 Appendix IX

果物	野菜
アボガド [改訂]	アンズタケ
ドリアン	唐辛子
キウイ	にんにく
パッションフルーツ	タマネギ
西洋なし	ピーマンの類 (Peppers)
パイナップル [改訂]	
いちご	
タマリロ (ツリートマト)	

CCFFV で策定された規格

- CODEX STANDARD FOR PINEAPPLES (CODEX STAN 182-1993, REV. 1-1999, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR PAPAYA (CODEX STAN 183-1993, REV. 1-2001, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR MANGOES (CODEX STAN 184-1993, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR NOPAL (CODEX STAN 185-1993, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR PRICKLY PEAR (CODEX STAN 186-1993, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR CARAMBOLA (CODEX STAN 187-1993, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR BABY CORN (CODEX STAN 188-1993, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR LITCHI (CODEX STAN 196-1995, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR AVOCADO (CODEX STAN 197-1995, AMD. 1-2005)
- RECOMMENDED INTERNATIONAL CODE OF PRACTICE FOR PACKAGING AND TRANSPORT OF FRESH FRUIT AND VEGETABLES (CAC/RCP 44-1995, AMD. 1-2004)
- CODEX STANDARD FOR BANANAS (CODEX STAN 205-1997, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR MANGOSTEENS (CODEX STAN 204-1997, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR LIMES (CODEX STAN 213-1999, AMD. 3-2005)
- CODEX STANDARD FOR PUMMELOS (CODEX STAN 214-1999, AMD. 2-2005)
- CODEX STANDARD FOR GUAVAS (CODEX STAN 215-1999, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR CHAYOTES (CODEX STAN 216-1999, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR MEXICAN LIMES (CODEX STAN 217-1999, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR GINGER (CODEX STAN 218-1999, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR GRAPEFRUITS (CODEX STAN 219-1999, AMD. 2-2005)
- CODEX STANDARD FOR LONGANS (CODEX STAN 220-1999, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR TANNIA (CODEX STAN 224-2001, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR CAPE GOOSEBERRY (CODEX STAN 226-2001, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR RAMBUTAN (CODEX STAN 246-2005)
- CODEX STANDARD FOR SWEET CASSAVA (CODEX STAN 238-2003, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR ORANGES (CODEX STAN 245-2004, AMD. 1-2005)
- CODEX STANDARD FOR TABLE GRAPES (CODEX STAN 255-2007)
- CODEX STANDARD FOR ASPARAGUS (CODEX STAN 225-2001, AMD. 1-2005)
- CODE OF HYGIENIC PRACTICE FOR FRESH FRUITS AND VEGETABLES (CAC/RCP 53 - 2003)

コーデックス連絡協議会の設置について

平成 12 年 3 月 10 日
平成 15 年 6 月 9 日改正
平成 15 年 10 月 21 日改正
平成 20 年●月●日改正

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省消費・安全局長

1 趣旨

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、「コーデックス連絡協議会」を設置する。

政府は、コーデックス委員会における我が国の対処方針を決定するに当たっては、本協議会で提出された意見を考慮する。

2 協議事項

- (1) コーデックス委員会における主要な検討議題に関する意見交換
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本協議会は、消費者関係者、産業界関係者、学識関係者からなる 1420 名以内の委員をもって構成する。
- (2) 本協議会の委員の任期は、2+年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。
- (3) 議題に関する専門的な知見を有する者をは、必要に応じて、臨時委員として協議会に出席させることができるする。
- (4) 本協議会の臨時委員の任期は、1 日とする。

委員は、厚生労働省医薬食品局食品安全部長及び農林水産省消費・安全局長が協議の上選定し、任命する。

4 議事の公開

- (1) 本協議会は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのある場合には、非公開とすることができる。
- (2) 本協議会の資料及び議事概要録については、公開資料とする。ただし、~~(1)~~ 特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのある部分はで非公開とした場合には、この限りでない。なお、議事概要録については、委員名を特定しない形で公開する。

5 事務局

本協議会に係る事務は、コーデックス・コンタクト・ポイントなど関係府省の協力を得て、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び農林水産省消費・安全局国際基準課が行う。